

# PCT NEWSLETTER

<http://www.wipo.int/pct/ja>

2019年11月号 | No. 11/2019

この日本語抄訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の主要項目の翻訳を提供しています。“PCT 最新情報 (PCT Information Update)” の詳細、“PCT セミナーカレンダー (PCT Seminar Calendar)”、“PCT 手数料表 (PCT Fee Tables)” および “PCT 締約国一覧 (PCT Contracting States)” は英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

## 国際事務局による一定のファックスサービスの保持

国際事務局 (IB) は、2018年1月に、ファックスサービスの提供に関して、従来とは異なる技術による、潜在的に信頼性の低い技術への移行を余儀なくされたことは、以前お知らせしました。IB は2018年9月に、IBにおけるPCTファックスサービスの廃止案について、加盟国およびユーザグループと協議しました。そして2019年5月に、PCTファックスサービスは2019年12月末に終了予定である旨をお知らせしました。それ以降、多くのPCTユーザ、ユーザ代表、およびユーザ代表の団体は、特に出願人または代理人が使用するコンピューターシステムが、既存のオンライン手段を用いて、PCT書類の送付に利用できなくなるような例外的な状況において、提案されているIBでのPCTファックスサービスの終了がもたらし得る結果について懸念を示しました。IBはこれらの懸念に応じて、2019年12月末でのファックスサービスの終了は、以前お知らせした通りには実施しないことになりました。しかしながら、出願人や官庁が緊急事態においてのみ使用することを意図して、限定されたファックスサービスのみが保持される予定です。以下の点にご留意ください。

- IBは、PCT出願人(またPCT官庁および機関)はePCT (<https://pct.wipo.int>) を利用してIBと通信すること、またはePCTが利用できない場合には、緊急用アップロードサービス<sup>1</sup> (<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/UploadDocument.xhtml>) を利用することを強く推奨します。
- IBに書類を送付する目的でファックスを使うことは、送信者自身のリスクとなります。以前のお知らせで説明しましたファックス送信手段における技術的な信頼性の低さの点、またPCT規則92.4(c)は、ファックスを使って提出された書類について、“到達した書類のうち判読することができない部分又は送付した書類のうち到達していない部分については、到達しなかったものとみなす”ことを明確に規定している点にご留意ください。
- ファックス送信が不可欠であると見なされる場合には、PCTウェブサイト(“お問い合わせ先” <https://www.wipo.int/pct/ja/index.html> 参照)にある番号でIBにファックスを送信可能です。IBはファックス受信に関する特定の確認書は送付しませんが、受信した書類をできる限り迅速に処理するよう努めます。

<sup>1</sup> 詳細は、[https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency\\_upload\\_faq.html](https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/contingency_upload_faq.html) をご覧ください。

- IB および/または受理官庁としての IB (RO/IB) にファックス送信する意向があり、IB の通常の営業時間 (9.00~18.00、中央ヨーロッパ時間) である場合には、送信前に PCT 様式に記載されている“権限のある職員”に、ファックス送信予定の旨を電話で連絡することをお勧めします (電話番号は、<https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/TeamLookup.xhtml> にて確認できます)。IB の営業時間外であれば、留守番電話にメッセージを残すことが可能です。そうすることで権限のある職員は、翌営業日にファックス受領に関する事後処理を行うことができます。例外的に、IB および/または RO/IB に書類をファックス送信する場合で、その書類が国際出願または国際出願の補充もしくは補正を含む差替え用紙である場合には、送信日から 14 日以内に当書類の原本を提出する必要があります。
- 今後は、PCT インフォメーションサービスあてにファックスの送信はできなくなります。PCT に関する一般的な質問やお問い合わせは、[pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int) まで電子メールをお送りください。または (+41-22) 338 83 38 までお電話ください。

電子メールによる通知を送信する許可が与えられていない国際出願については、緊急を有するもので重要な受理官庁の様式は、これまでファックスにより送信されるのが RO/IB の慣行でした。2020 年 1 月 1 日からは、RO/IB はこれらの様式をファックスによる送信は行わずに、郵送するのみになります。ePCT において国際出願へのアクセス権が設定されている場合には、様式が発行された時点で、IB が発行する様式も含めて、すべての様式を閲覧することが可能です。

ファックスサービスに関する PCT ユーザコミュニティとの建設的な対話と協力に感謝いたします。

## 2019 年 WIPO PCT 顧客満足度調査

PCT の全ての側面に関する顧客満足度を評価するために、WIPO は隔年で実施しているユーザコミュニティへのアンケート調査をまもなく開始します。PCT ユーザからのご意見は、国際事務局が提供する PCT サービスのどの分野が改善されるべきかの決定に役立てられます。ご回答に必要な時間は、10 分から 20 分程度です。お時間を割いて本調査に参加いただき、貴重なご意見を提供して下さるようお願いいたします。参加ご希望の際は、“Participation in the 2019 PCT User Survey” というタイトルで、以下のアドレスへ電子メールをお送りください。

[survey@wipo.int](mailto:survey@wipo.int)

アンケート調査が開始され次第、リンク先をお送りします。

## 国際出願の電子出願および処理

**ベトナム、モルドバ共和国およびチュニジア: ベトナム知的所有権庁 (IP ベトナム)、国家知的所有権局 (モルドバ共和国) および国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) による電子形式での国際出願の受理および処理の開始**

受理官庁 (それぞれ RO/VN、RO/MD および RO/TN) としてのベトナム知的所有権庁 (IP ベトナム) (2019 年 12 月 1 日から)、国家知的所有権局 (モルドバ共和国) (2019 年 12 月 2 日から) および国立標準化工業所有権機関 (INNORPI) (チュニジア) (2020 年 1 月 2 日から) は、電子形式での国際出願の受理および処理を開始することを、PCT 規則 89 の 2.1(d) に基づき国際事務局 (IB) に通知しました。

当該官庁は ePCT 出願を利用した電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/VN および RO/MD の要件および運用を含む通知は、2019 年 10 月 31 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。また、RO/TN に関する通知は、まもなく以下のリンクに掲載される予定です。

[www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT 出願人の手引、附属書 C (MD、TN および VN) が更新されました。)

### 電子出願用に生成される願書様式

電子出願用 (例えば、ePCT 出願または PCT-SAFE を利用する場合) に生成される願書様式には、すべての出願に関して、第 IX 欄のチェックボックス 6a “明細書の配列表 (国際調査のためにも利用される)” が含まれるようになる点にご留意ください。国際出願に配列リストが含まれていない場合には、“添付された電子データ” の項目に「-」(ハイフン) が表示され、含まれている場合には、当項目に「✓」(チェックマーク) が表示されます。

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (2019 年 10 月 1 日付け version 3.51.089.265) がご利用可能になりました。次のサイトからダウンロードいただけます。

[www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

この新バージョンの詳細は、上記ウェブページの “Release notes” および “What’s new” に掲載されています。

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT の出願人は認証謄本を提出したり提供しよう手配したりする代わりに、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得しよう国際事務局 (IB) に対して請求することができます。DAS のサービスを利用するには、**先の出願が提出された国内/広域官庁が DAS 提供庁である必要がありますが**、国際出願が提出される受理官庁は DAS 提供庁である必要はありません。今月号の “実務アドバイス” では、DAS に関する詳細情報を提供しています。

### IP オーストラリア

国内特許出願および PCT 受理官庁としての当該官庁に提出された PCT 出願の認証謄本の提供庁としてのオーストラリア知財庁は、2019 年 11 月 1 日から、DAS デジタルライブラリーの範囲を商標および意匠まで拡大したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10486](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10486)

### カナダ知的所有権庁

すでに優先権書類としての意匠出願の提供庁および取得庁であるカナダ知的所有権庁は、2019 年 10 月 30 日から、特許優先権書類の取得庁としての運用を開始したことを IB に通知しました。

詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/details.jsp?id=10739](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=10739)

DAS 参加庁の一覧は、以下のリンクからご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices.html](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices.html)

### 国際事務局の年末の閉庁日と公開スケジュール

2019 年 12 月および 2020 年 1 月の国際事務局 (IB) の閉庁日は、週末に加え、以下になります。

2019 年 12 月 25 日(水)  
2019 年 12 月 31 日(火) および  
2020 年 1 月 1 日(水)

したがって、休暇期間中の IB の就業日は、以下になります。

2019 年 12 月 26 日(木)  
2019 年 12 月 27 日(金)  
2019 年 12 月 30 日(月)

そして、2020 年 1 月 2 日(木) からは平常通り業務を行います。

PCT インフォメーションサービス、PCT 電子サービス (e-Services) ヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービスの稼働日、および公開スケジュールの情報は、以下のとおりです。

### PCT インフォメーションサービス

PCT インフォメーションサービスは、2019 年 12 月 25 日(水) から 2020 年 1 月 1 日(水) まで業務を停止します。業務再開は 2020 年 1 月 2 日(木) 午前 9 時 (中央ヨーロッパ時間(CET)) です。なお、この休暇期間においても PCT インフォメーションサービスに電話をすると (電話番号: (+41-22) 338 8338)、緊急用の電話番号を提供する録音メッセージが流れます。

PCT インフォメーションサービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についての一般的な質問にお答えします (個別の出願に関しては PCT オペレーションサービスにお問い合わせ下さい)。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/ja/infoline.html](http://www.wipo.int/pct/ja/infoline.html)

## PCT 電子サービス(e-Services) ヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービス

PCT 電子サービスヘルプデスクおよび PCT オペレーションサービスの年末休暇期間中の予定は、以下のとおりです。

2019 年 12 月 25 日(水):	休止
2019 年 12 月 26 日(木)	
2019 年 12 月 27 日(金)	
2019 年 12 月 30 日(月):	平常通り午前 9 時から午後 6 時 CET
2019 年 12 月 31 日(火) および 2020 年 1 月 1 日(水):	休止
2019 年 1 月 2 日(木) 以降:	平常通り午前 9 時から午後 6 時 CET

なお、以下にご留意ください。

- PCT 電子サービスヘルプデスクは、ePCT (<https://pct.wipo.int/>)、PCT-SAFE ([www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html](http://www.wipo.int/pct-safe/ja/index.html)) および WIPO デジタルアクセスサービス(DAS) ([www.wipo.int/das/en/](http://www.wipo.int/das/en/))による電子形式での出願の作成、提出および管理目的のサービスに関する質問にお答えします。
- PCT オペレーションサービスは、個別の出願に関する質問にお答えします。PCT オペレーションサービスは 10 チームの責任のもとに成り立っています。担当するチームの一般用の電子メールアドレスや電話番号を調べるには、様式 PCT/IB/301 または以下のリンクをご確認ください。

<https://patentscope.wipo.int/search/ja/teamlookup.jsf>

### 公開スケジュール

年末年始の休暇期間中の PCT 出願の公開スケジュールに変更はありません。平常通り木曜日 (すなわち、2019 年 12 月 26 日(木) および 2020 年 1 月 2 日(木)) に公開されます。

## PCT 最新情報

### 国際出願手数料、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料 (さまざまな官庁)

2020 年 1 月 1 日から、PCT 手数料表に掲載されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に表示される電子出願の減額 (該当する場合)、調査手数料、補充調査手数料および取扱手数料の、所定の通貨における換算額が、変更されます。

PCT 出願人の手引 (英語版) ([www.wipo.int/pct/guide/en/](http://www.wipo.int/pct/guide/en/)) の以下の附属書において、これらの変更が反映されます。

- **附属書 C** (受理官庁): AM、AP、AT、AU、AZ、BA、BH、BW、BY、BZ、CA、CL、CR、CU、CY、CZ、DE、DJ、DK、DO、EA、EC、EE、EG、EP、ES、FI、FR、GB、GE、GH、GR、GT、HN、HU、IB、IE、IL、IN、IS、IT、JO、JP、KE、KG、KH、KZ、LR、LT、LU、LV、

MD、ME、MT、MW、MX、NI、NL、NO、NZ、OM、PA、PE、PG、PH、PT、QA、RO、RS、RU、SA、SC、SE、SG、SI、SK、SM、SV、SY、TJ、TM、TT、UA、US、UZ、ZA、ZM、ZW

- 附属書 D (国際調査機関): すべての機関
- 附属書 SISA (国際調査機関 (補充調査)): すべての機関、および
- 附属書 E (国際予備審査機関): AT、AU、CA、CL、EG、EP、ES、FI、IL、IN、JP、KR、PH、RU、SE、SG、UA、US、XN、XV

BA: ボスニア・ヘルツェゴヴィナ (所在地とあて名)

CA: カナダ (仮保護、国内段階移行期限、手数料)

CH: スイス (通信手段)

CR: コスタリカ (電子メールアドレス)

DO: ドミニカ共和国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する特別の規定)

EA: ユーラシア特許機構 (国際公開後の仮保護、手数料)

IB: 国際事務局 (手数料)

JP: 日本 (国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写し、分類)

ISA および IPEA としての日本国特許庁 (JPO) は、出願人および指定 (または選択) 官庁による国際調査報告書および国際予備審査報告書に引用された文献の写しの取得方法に関する変更を、IB に通知しました。文献の写しに関する請求は、当該官庁の下記ウェブサイトから入手可能な様式を使用して行ってください。

[www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo\\_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62](http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=62)

(PCT 出願人の手引 附属書 D および E が更新されました (JP))

さらに、JPO は、2020 年 1 月 1 日から、国際調査および予備審査の目的において、国際特許分類に加えて、ファイルインデックス (FI) 分類も特定することを IB に通知しました。これにしたがい、日本国特許庁および WIPO 国際事務局間の合意の付属書 E が更新されます。以下のリンクをご参照ください。

[www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_jp.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_jp.pdf)

KG: キルギスタン (インターネットアドレス)

MD: モルドバ共和国 (電子出願)

MG: マダガスカル (電話番号、通信手段、代理人に関する要件)

NI: ニカラグア (電子メールアドレス、出願言語)

PT: ポルトガル (インターネットアドレス、手数料)

RO: ルーマニア (電子出願)

TH: タイ (所在地とあて名、通信手段、発明者の氏名およびあて名の提出期限、写しの部数)

TN: チュニジア (電子出願)

TR: トルコ (所在地とあて名)

TT: トリニダード・トバゴ (電話およびファックス番号)

VN: ベトナム (電子出願)

## PCT 関連資料の最新/更新情報

### 欧州資格試験 “the European Qualifying Examination” のための資料

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を支援する目的で、国際事務局 (IB) は EQE の試験委員会との合意に基づき、2019 年 10 月 31 日時点の PCT 出願人の手引から、“国際段階”と“国内段階”の英語版および仏語版全文の 4 つの PDF ファイルを利用可能にしました。それぞれ以下の PCT ウェブサイトに掲載されています。

[www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf) (国際段階英語版)

[www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf) (国内段階英語版)

[www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf) (国際段階仏語版)

[www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/np.pdf) (国内段階仏語版)

### 韓国語による願書様式および国際予備審査請求書様式

2019 年 7 月版の願書様式 (PCT/RO/101) および国際予備審査請求書様式が、(アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、ロシア語およびスペイン語に加えて) 編集可能な韓国語の PDF 形式でご利用可能になりました。以下のリンクから入手できます。

[www.wipo.int/pct/en/forms/](http://www.wipo.int/pct/en/forms/)

## 世界知的財産報告書 2019

WIPO 世界知的財産報告書 2019 年版 “イノベーションの地理学: ローカルホットスポットとグローバルネットワーク” では、イノベーションの地理学が過去数十年にわたりどのように発展してきたのかに焦点を当てています。数百万件の特許および科学出版物の記録を 50 年以上にわたって分析することにより、本報告書 2019 年版では、革新的なホットスポットの誕生やホットスポット間の国境を越えた相互関係に関する分析結果を紹介しています。詳細は、

[www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article\\_0013.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2019/article_0013.html) から、プレスリリース PR/2019/839 をご参照ください。本報告書は、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4467](http://www.wipo.int/publications/en/details.jsp?id=4467)

## 欧州特許庁—調査および審査ガイドライン最新版

欧州特許庁 (EPO) は、EPO における PCT 機関としての調査および審査ガイドライン (PCT-EPO ガイドライン) が、2019 年 11 月 1 日付で修正されたことを公表しました。本ガイドラインは、ISA および IPEA としての EPO に対して提出された国際出願の取扱いに関するさまざまな局面において従うべき運用や手続についてのガイドラインです。この最新版では、国際出願の提出や出願後の方式審査並びに図面に関して詳述する章が設けられています。詳細は、以下のリンクをご参照ください。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/09/a81/2019-a81.pdf](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/09/a81/2019-a81.pdf)

英語、仏語および独語での修正された本文は、以下のリンクから閲覧可能です。

[www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html)

## 実務アドバイス

WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) を使用した優先権書類の提出ーパート 1: 最  
初の出願官庁に対して優先権書類を DAS で利用可能とするよう請求する

Q: 当方の国内特許庁に国内特許出願を提出する予定であり、当該出願を将来の国際出願の優先権書類として DAS を使用して利用可能にしたいと考えています。そうするためには、当該書類を利用可能とするよう明示的に国内官庁へ請求する必要があるのでしょうか？もしそうであれば、どのように請求できるのでしょうか？

A: DAS は、当サービスのすべての参加庁との安全で信頼性の高く、法的に認証された電子的な書類のやりとりを提供します。また DAS は、PCT 規則 17.1 に従い PCT に基づいた、並びに他の条約や法令に基づいた、優先権書類に関する要件を充足するための多くの場合における使用が可能です。DAS の使用は、PCT 出願が先の出願が提出されたのと同じ官庁には提出されておらず、PCT 規則 17.1(b) が適用しない場合に、特に有用です。国際出願において先に提出された国内出願の優先権を主張する予定で、DAS が使用できる場合 (適格性に関する詳細は以下を参照) には、先の出願の認証謄本 (優先権書類) が DAS で利用可能になっている (PCT 規則 17.1(b) の 2)) ことを条件として、単純に DAS から先の出願の謄本を取得するよう、国際事務局 (IB) に請求することができます。

先の出願を優先権書類として DAS で利用可能とするためには、出願先の官庁 (Office of First Filing (最初の出願官庁) (OFF) と呼ばれる) が、DAS に基づく “提供庁” である必要のある点にご留意ください。

次の国の官庁は現在、場合により、国内出願または広域出願の提供庁であり、また PCT 受理官庁としてのそれらの官庁に対して提出された PCT 出願の提供庁でもあります。オーストラリア、ブラジル、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、ジョージア、インド、イスラエル、モロッコ、オランダ、スペイン、スウェーデン、および次の広域官庁、ユーラシア特許機構および欧州特許庁。また IB は、受理官庁としての当官庁に提出された PCT 出願の提供庁です。

次の国の官庁は現在、国内出願のみの提供庁です。エストニア、日本、ニュージーランド、大韓民国、英国、および米国。

その他の官庁は、DAS システムに参加するためのさまざまな準備段階にあり、将来参加する予定です。

IB に対して優先権書類を DAS で利用可能とするよう手配するには、主に 2 つの手順を実行する必要があります。

1. 先の出願の謄本を DAS に預けるよう OFF に請求する。
2. その後国際出願を提出するときに、DAS から優先権書類を取得するよう IB に請求する。



今月号の実務アドバイスでは、優先権書類を DAS で利用可能とするよう OFF に請求する、第一段階に焦点を当てています。第二段階については、PCT Newsletter の次号に掲載される実務アドバイスで詳述する予定です。

一部の DAS 提供庁は、当官庁に提出されたすべての特許出願を DAS システムに入力することを許可していますが、その他の官庁は、例えば電子形式で提出されたものなど、限られた種類の出願に対してのみ当サービスを提供しています。各参加庁の当サービスに関連する範囲は、WIPO の DAS ウェブサイトにある各官庁の通知に要約されています。

[www.wipo.int/das/en/participating\\_offices/](http://www.wipo.int/das/en/participating_offices/)

先の出願の謄本を DAS デジタルライブラリーに預けるよう OFF に請求する方法は、関係する OFF の要件にもよります。例えば、一部の官庁では、請求用の特別な様式の記載を出願人に求めています。多くの官庁は、ウェブサイト上に特定の要件に関する情報を提供しています。また各官庁の要件に関する情報は、入手可能な場合には、上述の WIPO ウェブサイト上で見つけることもできます。関係官庁がウェブサイトへの関連リンクを IB に提供している場合には、そのリンクは PCT 出願人の手引 附属書 B1 の該当する部分に掲載されています。

米国特許商標庁 (USPTO) に関する限り、DAS 提供庁として行動する USPTO に提出された出願は、システム的に DAS で利用可能になり、出願にアクセス権を付与する許諾文が含まれている場合には、参加庁は出願書類にアクセス可能な点に出願人にご留意ください。**出願人がアクセス権付与の許諾を明示的に拒絶しない限り**、USPTO の Application Data Sheet (ADS) (出願データシート) (PTO/AIA/14) の様式には、参加庁により提出された出願の謄本へのアクセス権を許諾する欄が含まれている点に、ご留意ください。

(必要な場合には) 優先権書類を DAS で利用可能とするよう OFF に請求した後、OFF は優先権書類の電子謄本を作成し DAS に登録します。そして、IB または OFF からアクセスコードを受け取ります。または、プロセスの一部として提供されたコードが、アクセスコードとして使用可能になります。例えば、

– 欧州特許庁 (EPO) に提出された先の出願の事例では、出願人がオンライン出願 (EOLF) または新しいオンライン出願 (CMS) を利用して出願する場合、EPO は自動的に DAS アクセスコードを生成し、欧州特許権の付与に関する請求の際に発行される受領書に、または国際出願の場合には PCT 願書様式に、そのコードを追加します。そうでなければ、コードは自動的に別個の通知で送付されます (詳細は、[www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html](http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2019/03/a27.html) をご覧ください)。

– JPO PAS を利用して日本国特許庁 (JPO) に提出された先の出願の事例では、優先権書類は自動的に DAS に登録され、アクセスコードはオンライン出願の受領書に記載されます。そうでなければ、紙形式の出願の場合には、出願人は DAS アクセスコードを付与してもらうよう JPO に対して書面による請求を行う必要があります (詳細は、[https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/yuusennkenn\\_das\\_tetsuduki.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/yusen/electronic/das/yuusennkenn_das_tetsuduki.html) をご覧ください)。

– USPTO に提出された先の出願の事例では、元の出願受理書および電子受領書に記載された確認番号が、アクセスコードとして使用可能になります (詳細は、[www.uspto.gov/patents-](http://www.uspto.gov/patents-)

getting-started/international-protection/electronic-priority-document-exchange-pdx をご覧ください)。

アクセスコードを使用して、先の出願の優先権を主張する出願を提出する第 2 出願官庁に対して、優先権書類の謄本を取得するよう請求することができます。

先に提出された PCT 出願の優先権を主張する PCT 出願の事例では、先の出願の受理官庁として行動した官庁が国際出願を DAS で利用可能としている場合に限り、優先権書類の謄本を取得するために DAS ルートを使用できる点にご留意ください。この状況のように、IB が先に提出された PCT 出願をすでに保有している場合であったとしても、優先権書類の要件が充足されたとみなされる前に、国内出願と同等の方法で、謄本の送付を請求することが必要となります。

受理官庁 (RO/IB) としての IB が OFF であり、ePCT 出願を利用して出願が作成されている場合のベストプラクティスは、次のボックス、“The receiving Office is requested to make this international application available to the Priority Document Access Service (DAS) (この国際出願を優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) で利用可能とするよう、受理官庁に対して請求する)” をチェックすることです。出願後にそのような請求を行うには、ePCT でのアクション機能 “Make international application available to DAS (国際出願を DAS で利用可能にすることの請求)” を選択することができます。また、望ましくは ePCT を利用してアップロードした書簡により、出願を DAS に登録するよう RO/IB に請求することも可能です。先の出願が登録されると、RO/IB は様式 PCT/RO/132 を用いて出願人に固有のアクセスコードを送信します。

PCT における DAS の使用方法の詳細は、以下のリンクから掲載情報をご参照ください。

[www.wipo.int/das/en/pdf/pct\\_and\\_das.pdf](http://www.wipo.int/das/en/pdf/pct_and_das.pdf)

以下の状況では、DAS を使用しないようご注意ください。

– OFF が DAS 参加オフィスではない場合、または

– DAS サービスからあなたの出願を除外する制限が OFF にある場合 (例えば、OFF は電子形式による出願の提出を求めている場合に、あなたの出願は電子形式で提出されていなかった場合)

(先の国内出願または国際出願であれ) 先の出願が提出された受理官庁に国際出願を提出する予定の場合には、PCT 規則 17.1(b) に基づいた “従来” の方法により、単純に受理官庁に先の出願の謄本を作成し、送付するよう請求する選択も可能です。

DAS を使用した優先権書類の提供に関する詳細は、PCT Newsletter 2019 年 12 月号に掲載予定です。